

薬生食監発 0816 第 3 号
令和 5 年 8 月 16 日

各 検 疫 所 長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

アイルランドから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、輸入条件である扁桃の除去が不十分である製品が確認されたため、令和 5 年 1 月 27 日付け薬生食監発 0127 第 1 号により C&J MEATS LTD (施設番号 IE 604 EC) からの貨物、令和 5 年 5 月 15 日付け薬生食監発 0515 第 1 号により Kepak Athleague (施設番号 IE 313 EC) からの貨物の輸入手続を一時停止しているところです。

今般、アイルランド政府から報告された原因究明の結果及び改善措置を踏まえ、当該施設において処理された牛肉等について、下記のとおり対応することとしましたので、御了知の上、その運用に遺漏のないようお願いします。

なお、本通知をもって、令和 5 年 1 月 27 日付け薬生食監発 0127 第 1 号及び令和 5 年 5 月 15 日付け薬生食監発 0515 第 1 号は廃止します。

記

- 1 令和 5 年 8 月 16 日以降に衛生証明書が発行されたものについては、「月齢制限の廃止に伴う輸入牛肉等の取扱いについて」（令和元年 5 月 17 日付け薬生食監発 0517 第 1 号（最終改正：令和 5 年 3 月 22 日付け薬生食監発 0322 第 1 号））の別添 3 に基づいて取扱うこと。
- 2 令和 5 年 8 月 15 日以前に衛生証明書が発行されたものについては、輸入者に対し、全箱について貨物の内容確認及び衛生証明書との同一性確認を実

施し、結果を検疫所宛て報告するよう指導したうえで、その結果等に問題がない場合には、1と同様に取扱うこと。